

公告第二千三百九十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第一項の規定による非常災害区域等について、次のとおり指定する。

令和三年二月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 指定に係る対象区域

会津若松市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、三春町、小野町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村